広報

かみかつ

No.668
2026
11月号

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

the most beautiful villages in japan



もくじ

令和７年度決算報告 …… 2～3
令和７年度上勝町人事行政の運営等の状況 … 4～5
令和８年度上半期の財政状況 ほか …… 6
ゼロ・ウェイスト宣言 …… 7～9
地域おこし協力隊活動報告 …… 10～11
こんにちは保健師です ほか …… 12～13
「健康の達人」になろう …… 14
案内板…… 15～25
町民の詩歌 ほか …… 26
戸籍の窓口 ほか …… 27
フォトスケッチ…… 28

発行・徳島県上勝町　〒771-4501　徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1　☎(0885)46-0111㈹　FAX (0885)46-0323
メールアドレス　soumu@kamikatsu.i-tokushima.jp　　ホームページ　https://www.kamikatsu.jp

令和7年度 決算報告

41億104万2千円

令和７年度　会計別決算の概要

（単位：千円、％）

区分	歳入	歳出	対前年度増減率	差引
総額	4,524,041	4,101,042	9.7	422,999
普通会計	3,841,586	3,497,034	12.5	344,552
一般会計	3,839,743	3,495,191	12.5	344,552
奨学資金会計	1,843	1,843	328.6	0
特別会計	682,455	604,008	△ 4.2	78,447
国民健康保険事業勘定会計	176,335	151,606	0.6	24,729
介護保険会計	328,080	276,472	△ 8.9	51,608
上勝町診療所会計	102,256	102,256	△ 2.8	0
福原診療所会計	14,377	14,377	△ 9.7	0
後期高齢者医療会計	57,935	56,842	9.3	1,093
高鉾財産区会計	3,472	2,455	△ 14.9	1,017

（地方財政状況調査による決算額のため、決算書とは数値が異なる場合があります。）

令和７年度に行った主な事業

（単位：千円）

電源立地地域対策交付金事業（町道杉山線舗装工事）	4,840
地域おこし協力隊活動事業	41,933
起業人材確保育成支援事業	5,479
町営バス運行事業	39,226
美しい集落再生プラン支援補助事業	18,934
地区敬老会補助事業	768
出生祝い金事業	400
乳幼児医療事業	4,481
児童手当	16,180
保育園運営事業	68,926
放課後児童健全育成事業	11,008
救急患者輸送事業	19,175
救急医療対策病院群輪番制運営事業	2,452
母子保健事業	2,760
健康増進事業	4,509
予防接種事業	5,120
中山間地域直接支払交付金事業	21,315
多面的機能支払交付金事業	1,986
地籍調査事業	69,509
有害鳥獣買上補助事業	8,928
上勝町森林環境基金事業	25,289
森林基盤整備事業	221,103
県単林道舗装事業	8,003
雇用推進事業	1,050
社会資本整備総合交付金事業	22,199
道路メンテナンス事業	44,001
地方創生道整備推進交付金事業	55,832
町営住宅整備事業	77,957
耐震性貯水槽整備事業	39,631
小中学校入学祝い金事業	500
スクールバス運行事業	8,539
アララギ学習会（小学校・中学校）事業	3,001

令和７年度決算が、９月定例議会において認定されました。町民の皆さんから納めていただいた税金や地方交付税などの大切なお金がどのように使われたのか、現在の上勝町の財政がどのような状況なのかをご報告します。

普通会計の決算は、歳入38億4,158万6千円、歳出34億9,703万4千円で、歳入歳出差引額は、3億4,455万2千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源6,809万9千円を差し引いた実質収支額は2億7,645万3千円の黒字決算となりました。

前年度と比較し、物件費や積立金は増加、扶助費は減少しました。歳出決算額は前年度より3億8,930万8千円増加しました。

基金（貯金）残高は、前年度より2億4,423万4千円増加し、61億1,261万5千円。地方債（借金）残高は、6,709万1千円減少し、34億7,185万9千円となっています。

実質公債費比率（３年平均）は、前年度の6.0%から0.5ポイント増加して6.5%となっています。

経常収支比率は、前年度の88.2%から1.7ポイント増加し89.9%となりました。この比率は、低いほど財政状況の弾力性と健全性が高いことを示します。

本町は自主財源が乏しく、ほとんどの財源を交付税・補助金等に依存しており、国・県の財政状況の影響を受ける構造となっているため、歳入歳出の見直しを行うなど財政の健全化に努めていく必要があります。

特別会計については、特定の事業にともなう保険料や使用料などによって事業を行うための会計でお金の流れを分かりやすくするために会計を区別しています。

用語解説

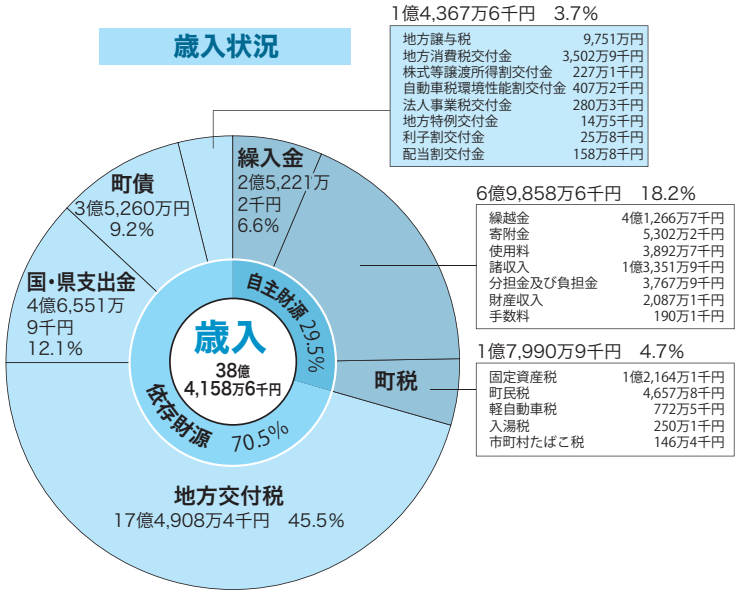
自主財源	
町税	私たちが納めた町民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税
繰入金	使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
繰越金	前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するお金
その他の自主財源	分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入などのお金
依存財源	
地方交付税	地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
国庫支出金	国の補助事業に対する国からのお金（これに県や町のお金を合わせて各種事業が行われます）
県支出金	県の補助事業に対する県からのお金（これに町のお金を合わせて各種事業が行われます）
町債	町が各種事業を行うために国などから借り入れたお金
その他の依存財源	地方譲与税、地方消費税交付金、自動車税環境性能割交付金などのお金

義務的経費	
人件費	特別職・議員の報酬や職員の給与などの経費
公債費	町が国などから借りた借金返済の経費
扶助費	高齢者・こども・障がい者などに対して行っている様々な支援に要する経費
投資的経費	
普通建設事業費	道路・橋りょう・学校などの公共用または公共施設の建設に必要な経費
災害復旧事業費	台風などの災害により被災した施設を復旧するための経費
その他の経費	
物件費	需用費・役務費・委託料などの消費的性質を持つ経費
維持補修費	道路・公共施設などを修繕するための経費
補助費等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費
積立金	財政運営を計画的に行うためにお金を積み充てる経費
繰出金	一般会計と特別会計の間で相互に資金運用するための経費
その他	投資及び出資金、貸付金、予備費

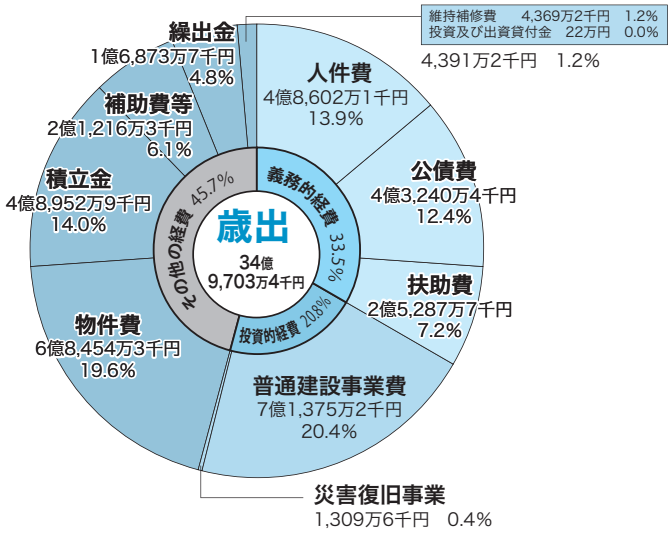
議会費	議会活動や運営委員会に要する経費
総務費	人事、企画、財政、戸籍、統計や交通安全など他部門に分類されない事業に要する共通経費
民生費	障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、国民年金などの事業に要する経費
衛生費	ごみゼロ活動や健康診断、感染症予防、母子保健、予防接種などに要する経費
労働費	労働福祉の事業に要する経費
農林水産業費	農林業の振興を図るための支援や生産基盤整備などの経費
商工費	商工業や観光の振興などの経費
土木費	道路や河川などの社会資本整備のための経費
消防費	消防、防災事業などに要する経費
教育費	学校教育、生涯学習、文化振興、スポーツ振興などの事業に要する経費

歳入歳出の決算構成

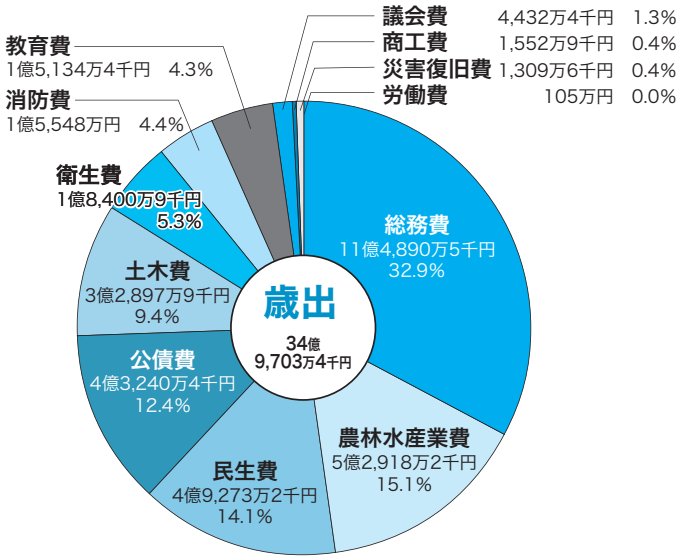
歳入状況



歳出状況（性質別）



歳出状況（目的別）



医療職給料表（1）

等級	標準的な職務
1級	准看護師の職務
2級	看護師、保健師又はこれに相当する業務を行う准看護師、保健師補の職務
3級	高度な知識、又は経験を必要とする業務を行う看護師、保健師の職務
4級	主任看護師、管理職的保健師の職務
5級	看護師長、保健師長の職務

医療職給料表（2）

等級	標準的な職務
3級	診療所長の職務
4級	診療所長の職務

(5) 特別職・議員等の報酬の状況

（令和７年４月１日現在）

区分	給料・報酬月額 条例での給料・報酬	期末手当支給割合
町長	727,000円	○6月期 1.725月分 ○12月期 1.775月分
副町長	582,000円	
教育長	530,000円	
議長	257,000円	
副議長	218,000円	
議員	182,000円	

3．職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 （国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで （午後零時から午後1時までの間は休憩時間）
1週間当たりの勤務時間	38時間45分

(2) 休暇制度

休暇の種類				休暇日数等
有給	年次休暇			1年につき20日以内
	特別休暇	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通しゃ断又は隔離	その都度必要と認める期間
		2	風水震火災その他の非常災害による交通しゃ断	その都度必要と認める期間
		3	風水震火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	その都度必要と認める期間。ただし、10日以内。
		4	その他交通機関の事故等の不可抗力の事故	その都度必要と認める期間
		5	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間
		6	選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
		7	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等を行うとき。	その都度必要と認める期間
		8	所轄公署の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める期間
		9	通信教育における面接授業を受ける場合	その都度必要と認める期間。ただし、1年につき20日以内。
		10	国民体育大会に参加する場合	その都度必要と認める期間
		11	婚姻の場合	その都度必要と認める期間。ただし、7日以内。
		11の2	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年においておいて5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
		12	妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	当該妊娠期間中においてその都度必要と認める期間。ただし、7日以内
		12の2	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じ1時間を超えない範囲内で各々必要と認める期間
		13	妊娠中又は分べん後に母子保健法第10条又は第13条に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合	妊娠7月まで4週間に1回、妊娠8月から9月まで2週間に1回、妊娠10月から分べんまで1週間に1回、分べん後1年まで1回
		14	分べんの場合	分べんの予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間においてあらじめ必要と認める期間
		15	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務をしないことが相当と認められる場合	一の年の7月から9月までの期間において5日
		16	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	その都度必要と認める日または時間。ただし、1年につき5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）
		16の2	職員が要介護者の介護その他の世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	その都度必要と認める日または時間。ただし、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）
		17	生理日に勤務することが著しく困難な場合	その都度必要と認める期間。ただし、3日以内。
		18	職員が生後1年に達しない生児を保育する場合	1日2回、1回30分
		19	職員が配偶者の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の配偶者が分べんのため入院する等の日から分べんの日後2週間目に当たる日までの期間において、その都度必要と認める日または時間。ただし、2日以内
	特別休暇	19の2	職員の配偶者が分べんする場合で、当該分べんに係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	その分べん予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該分べんの日後の8週間を経過する日までの期間において、当該期間内においてその都度必要と認める日または時間。5日以内。
		20	父母、配偶者又は子の祭日	その都度必要と認める期間。ただし、2日以内。
		21	忌引	死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内で必要と認める期間
		22	リフレッシュ休暇	新たに職員として採用された日から起算して、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年に達する日の属する年において、連続する3日以内。ただし土、日、祝日は含まない。
		23	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 (1)地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2)身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動 (3)(1)及び(2)に掲げる活動のほか身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	その都度必要と認める日または時間。ただし、1年につき5日以内。
無給	介護休暇			介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合
	介護時間			介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合。ただし、1日につき2時間以内
	組合休暇			1年につき30日を超えない範囲内で、その都度必要と認める期間
	無給休暇			任命権者又はその委任を受けた者が必要と認めた期間

※右上段へ続く↗

◇取得実績（期間：令和7年1月～12月）

調査対象職員数	年次休暇		区分	育児休業	
	取得総日数	平均取得日数			内新規取得者
50人	576日	11.5日	取得者数	3人	3人

4．職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分者数

（単位：人）

処分内容	処分者数	処分事由	処分内容	処分者数	処分事由
分限処分 免職	0		懲戒処分 免職	0	
分限処分 降任	0		懲戒処分 停職	0	
分限処分 休職	0		懲戒処分 減給	0	
分限処分 降給	0		懲戒処分 戒告	0	
分限処分 失職	0		懲戒処分 訓告等	0	

5．職員の服務の状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の勤務のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で専念しなければなりません。

職員には、命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止・営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられます。

6．職員研修及び勤務成績の評定の状況

（単位：人）

研修区分	研修内容等	受講者数
徳島県自治研修センター	市町村職員研修・新規採用職員研修・法制執務講座等	17
徳島県自治研修センター以外の研修	人権研修	40

7．職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業（徳島県市町村互助会に加入）

① 会員数

（令和７年４月１日現在）

区分	会員数	互助会名
上勝町職員	56人	一般財団法人 徳島県市町村職員互助会

（※職員数は、特別職３名を含む）

② 財源

年度	会員掛金 A（会員個人支出分）（円）	町補助金 B（公費支出分）（円）
令和７年度決算額	652,000	652,000

③ 事業内容

給付事業	医療費補助金・入院差額料・入院見舞金・結婚祝金・出産祝金・入学祝・銀婚祝・還暦祝・永年会員祝金・死亡弔慰金・災害見舞金・育児休業給付金・育児休業一時金・介護休業給付金・介護休業一時金・退職餞別金
厚生事業	ライフプランセミナー・退職記念品・スキー教室・夏期保養施設・文化教養講座・子育て支援
助成事業	人間ドック及び脳ドック助成・在宅介護助成・保養所利用助成・遺児奨学助成・公的資格助成・旅行費用助成

(2) 福利厚生事業（上勝町）

（単位：人）

区分	受診者数
人間ドック	44
定期健康診断（徳島県総合健診センター外）	12

(3) 公務災害補償制度

公務災害認定件数	通勤災害認定件数
0件	0件

令和７年度 上勝町人事行政の運営等の状況

上勝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表します。

１．職員の任免及び職員数に関する状況

（単位：人）

令和５年4月1日現在職員数	令和６年4月1日現在職員数	令和６年度中		令和７年4月1日付採用者数	令和７年4月1日現在職員数
		採用者数	退職者数		
56	55	3	4	2	53

（兼務の場合は、上位職に計上）（単位：人）

職名	職員数	職名	職員数
会計管理者	1	主事補	8
参事	2	医師	1
課長等	6	保健師	2
主幹	5	保健師補	0
課長補佐	5	看護師長	1
主席	3	看護師	2
係長	1	理学療法士	1
事務主任	3	技能労務職	2
主事	10	計	53

条例定数からみた職員数

令和7年4月1日現在　（単位：人）

区分		定数	職員数（令和7年4月1日現在）	比較
(1) 町長の事務部局の職員	職員	57	41	▲16
(2) 議会の事務局の職員	事務局長	1	1	
(3) 選挙管理委員会の職員	書記	1	兼務	
(4) 監査委員の職員	職員	(1名)兼務	兼務	
(5) 農業委員会の職員	書記	1	兼務	
(6) 教育委員会の事務部局の職員	職員	4	4	0
(7) 教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員	教諭	2	0	▲2
	職員	4	1	▲3
(8) 国民健康保険診療所会計の職員	医師	3	1	▲2
	看護師	4	3	▲1
	理学療法士	1	1	
	職員	1	1	
計		79	53	▲26

２．職員の給与の状況

(1) １人当たりの支給額（令和7年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
行政職	311,532円	43.0歳
技能労務職	256,700円	62.0歳
医療職（医師等）	500,200円	40.0歳
医療職（保健師・看護師等）	335,733円	42.2歳

ラスパイレス指数	
R３	95.0
R４	95.3
R５	95.1
R６	94.0
R７	95.2

(2) 初任給基準

（令和７年４月１日現在）

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	232,000円	216,500円	200,300円
区分	博士課程修了	医大卒	
医療職（医師）	380,800円	305,600円	

区分	大学卒	短大３卒	短大２卒	養成所卒
医療職（保健師・看護師等）	269,100円	263,400円	254,700円	221,700円

(3) 手当制度の状況

（令和７年４月１日現在）

手当名	支給額等
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給 ・配偶者　月額　3,000円 ・子　月額　11,500円 ・その他　月額　6,500円 （扶養親族たる子のうち15～22歳の者は、5,000円加算）
通勤手当	通勤距離（片道）が1km以上で自動車等を使用する職員に支給 ・1km以上 2km未満　月額　2,400円 ・2km以上 6km未満　月額　4,200円 ・6km以上10km未満　月額　6,000円 ・10km以上　月額　8,400円
住居手当	借家等に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ・借家等居住 ①月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 ②月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額
管理職手当	管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給 平成19年4月から支給額の定額化を実施（在職級・職務の級により支給額を決定）

1. 行政職

職務級	区分	職務	支給額
6級・5級	１種	会計管理者・参事	60,000円以内
５級	２種	総務課長	50,000円
５級	３種	総務課長以外の課長等	39,000円
５級	４種	総務課主幹・総務課課長補佐（総括）	35,000円
４級	４種	総務課主幹・総務課課長補佐（総括）	31,000円
４級	５種	総務課課長補佐（財政担当）	24,000円
５級	６種	主幹	19,000円
４級	６種	主幹	17,000円
４級	７種	総務課課長補佐	17,000円

2. 医療職（医師等）

1.2.3.4級	１種	診療所長	130,000円以内

3. 医療職（保健師・看護師等）

５級	１種	保健師長、看護師長	19,000円
４級	１種	保健師長、看護師長	17,000円

時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給 ※（　）は、月60時間を超えた場合 ・時間外勤務１時間につき 当該職員の時間単価×100分の125（100分の150） 22時から翌朝5時までの場合は100分の150（100分の175） ・休日の場合 当該職員の時間単価×100分の135（100分の150） 22時から翌朝5時までの場合は100分の160（100分の175）
宿日直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ・本庁　１回　5,000円
期末手当	基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員に支給 ・６月期　期末手当基礎額×1.250月分 ・12月期　期末手当基礎額×1.275月分 （役職段階別加算措置　有）
勤勉手当	基準日（6月1日、12月1日）に在職する職員に支給 ・６月期　勤勉手当基礎額×1.050月分 ・12月期　勤勉手当基礎額×1.075月分 （役職段階別加算措置　有）
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給

手当名	手当額	摘要
医師手当	予算の範囲内	月額
税務特殊勤務手当	2,000円	月額
現場作業手当	3,000円	月額
防疫等作業手当	1,000円	１件
死体処理手当	1,000円	１件
精神保健業務手当	500円	日額
野犬処理手当	500円	日額

(4) 級別標準職務表

行政職給料表

等級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う主事、主事補、用務員の職務
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、用務員の職務
3級	主席、係長、事務主任の職務
4級	主幹、課長補佐の職務及び特に高度な知識又は経験を必要とする業務を処理する主席、係長の職務
5級	会計管理者、室長、課長、事務局長の職務及び困難な業務を所掌する主幹、課長補佐の職務
6級	参事の職務及び特に重要な業務を所掌する会計管理者、室長、課長、事務局長の職務

※右上段へ続く↗

令和８年度 上半期の財政状況

（令和８年９月30日現在）

上勝町財政事情の公表に関する条例の規定により、令和８年度上半期の財政の状況を次のとおり公表します。

予算執行状況

（単位：千円、％）

区分 / 会計別	予算額	歳入 収入済額 上半期分	歳入 収入済額 収入率	歳出 支出済額 上半期分	歳出 支出済額 支出率
一般会計	4,437,108	1,723,546	38.8	1,139,771	25.7
国民健康保険(事業勘定)特別会計	226,630	85,866	37.9	67,536	29.8
介護保険特別会計	380,945	167,267	43.9	123,096	32.3
国民健康保険(診療施設業勘定)特別会計	120,892	19,064	15.8	46,403	38.4
国民健康保険(福原診療施設業勘定)特別会計	20,065	838	4.2	6,769	33.7
奨学資金特別会計	1,680	280	16.7	0	0.0
後期高齢者医療特別会計	50,921	14,119	27.7	9,210	18.1
上勝町高鉾財産区特別会計	3,827	1,040	27.2	1	0.0
計	5,242,068	2,012,021	38.4	1,392,785	26.6

第３回 高齢者教室を終えて

10月８日(木)、傍示定住センターにおいて第３回高齢者教室を開催しました。

午前の部は、「中秋のｅスポーツ運動会」と題して、徳島県老人クラブ連合会から山根彩子氏を講師にお招きし、ｅスポーツでボウリングの体験をしました。ストライクやスペアが出た時の爽快感は格別で、大きな歓声が沸き盛りあがりました。実際の重いボールではなくコントローラーを振るだけの簡単な操作で楽しめ、身体的なハンディを感じにくく、誰もが公平に参加できるよさを感じました。

午後の部は、小松島警察署から講師をお招きし「安全安心な日々を願って」と題してお話がありました。前半は交通課長戎伸二郎氏より、歩行者とドライバーの視点から注意するべきことについてご指導いただき、後半は生活安全課長髙井良一氏より、特殊詐欺被害防止にむけてのポイントを教えていただき、スマートフォンへの特殊詐欺対策アプリ設定の補助や一人一人の相談にものっていただきました。



ｅスポーツでボウリング



警察官と相談会

第４回 高齢者教室のご案内

★と　き　11月25日(水)　午前10時～午後３時まで

★ところ　旭基幹集落センター

★内　容　① 健康講座『食生活とフレイル予防』　講師：彩保育園栄養士　東　亜紀子　氏

② 趣味の講座『秋の花遊び』

地域交流講座『上勝中学生との交流会』　講師：日本フラワーデザイナー協会講師　広野　カズ子　氏

★備　考　・講師の都合により、内容を一部変更しています。ご了承ください。

・趣味の講座は、申し込みが必要です。２週間前までに教育委員会へ申し込んでください。材料費として500円をご持参ください。

・ご希望の方にはボランティアタクシーをご用意します。２週間前までに教育委員会へ申し込んでください。

・皆様のご参加を心よりお待ちしております。

【お問い合わせ】教育委員会　☎45-0111

ゴミステーション床面の滑り止め塗装工事の実施のお知らせ

ゴミステーションの安全性向上のため、床面の滑り止め塗装工事を実施します。

塗装工事の範囲は、普段利用しているゴミステーション事務所横の分別スペースです。工事期間中は、塗装面の乾燥・養生のため、普段利用している分別スペースは立入禁止とし、分別コンテナはストックヤード側に移動しますので、そちらをご利用ください。

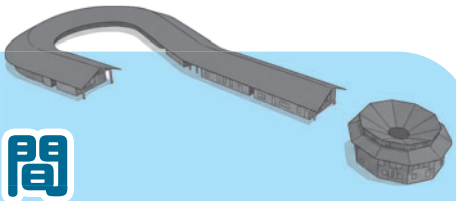
普段の運営体制と異なることから、混雑等が予想されますので、できる限り、**工事期間前後での、ごみ出しにご協力をいただけますと幸いです。**

工事期間中の運営時間の変更はありません。また、11月16日(月)からは、通常どおりご利用いただけます。

ご利用の皆さまにはご不便をおかけしますが、皆さまに気持ちよく安全にご利用いただけるゴミステーションとするため、ご理解とご協力をお願いいたします。

(企画環境課)





作業期間

令和８年
11月10日(火)から11月15日(日)の６日間

1．運営時間に変更はありません
2．工事期間中は、分別コンテナ（ごみ出しの場所）の位置が変わります
3．工事期間中は、極力、ごみ出しを控えていただくようお願いいたします
4．11月16日(月)からは、通常どおりご利用いただけます

【予備日について】

雨天等で塗料の乾燥が難しいと判断した場合は、下記の期間に変更になる場合があります。

予備日：令和８年11月29日(日)から12月４日(金)の６日間

ゼロ・ウェイスト宣言
2030年達成に向けて

一般廃棄物運搬支援事業は「80歳以上のみの世帯」も対象です

車がないなど、ゴミステーションまで一般廃棄物を運搬する手段がない方のほか、80歳以上のみの世帯についても、運搬支援の対象となっています。

事業を利用するには、申請や登録が必要ですので、ご希望の方は役場企画環境課まで、ご相談ください。

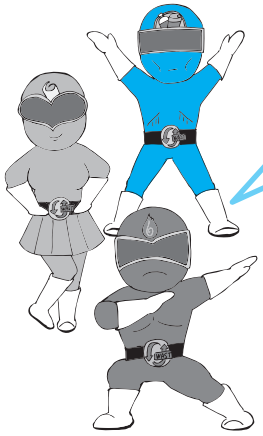
今月の運搬支援による収集日は、27ページに掲載しています。

ゼロ・ウェイストセンター内交流ホール利用料金改定について

ゼロ・ウェイストセンター内の施設利用料金について、10月1日から、次のとおり改定しました。

交流ホールについては、貸し切りの場合のみ有料となりますので、貸し切り以外の場合はこれまで通り、自由に利用することができます。また、夜間利用が可能になりましたので、夜のイベント等を開催することも可能になりました。

コインランドリーについては、料金の変更はありませんが、ご利用の目安に再掲載しています。



コインランドリーは24時間利用することができるんだ！ゼロ・ウェイストセンターに関する問合せや予約をしたいときは、指定管理をしている㈱BIG EYE COMPANYに問い合わせてね！
☎ 070-2616-9012

一般廃棄物運搬支援事業について

事業概要	
対象者	・運搬手段がない方 ・80歳以上のみの世帯
収集日	・希望者を対象に、毎月収集 ・収集日は広報かみかつに掲載
費用	・粗大ごみは、１車270円必要
留意事項	・分別は各自で行い門先まで搬出 ・粗大ごみは事前連絡が必要
収集事業者	一般社団法人ひだまり
申請及び登録の流れ	
車がない方	①役場企画環境課へ申請 ②役場・民生委員から認定、登録
80歳以上のみの世帯	①役場企画環境課へ申請 ②役場から認定、登録

交流ホール改定後利用料金

休憩室兼会議室（交流ホール）	
町内事業者 **非営利**事業	通常料金（9:00～17:00） 1,250円／時間（税込）
	夜間料金（17:00～21:00） 2,500円／時間（税込）
町内事業者 **営利事業**	通常料金（9:00～17:00） 2,500円／時間（税込）
	夜間料金（17:00～21:00） 3,750円／時間（税込）
コインランドリー（料金に変更はありません）	
洗濯・乾燥（16kg）	1000円／60分
洗濯・乾燥（７kg）	600円／45分
洗濯（27kg）	800円／30分
乾燥（16kg）	100円／8分

ちりつもポイントキャンペーン当選者

9月にポイントを貯めた方の中から抽選で8名の方に
「ちりつもポイント300P」をプレゼント!
今月の当選番号は!!

29・ 73・ 90・132
229・258・267・373

ポイント付与は「ゴミステーション」で行います

※貯めたポイントは、様々な生活用品や町内で使える商品券、学用品などと交換できます。

大量のごみを出す場合は事前にゴミステーションへご連絡をお願いいたします

ご家庭の大掃除や空き家整理等で大量のごみが出る場合は、事前にご連絡いただけると、ごみを入れるコンテナの空き具合を調整することができます。目安としては、１日に軽トラ２台分以上出す場合です。特に粗大ごみについては、コンテナが満タンになりやすいので、まとめて出す際はゴミステーションまでご連絡をお願いいたします。

☎090-8957-4094　■ゼロ・ウェイストセンター　☎ 070-2616-9012

不適正な焼却炉やドラム缶の使用は禁止されています

廃棄物を焼却する焼却炉には基準があり、基準を満たさない焼却炉の使用は、法律により禁止されています。また、工場などの規模の大きい焼却炉だけではなく、家庭や事業所等も含むすべての焼却炉が対象です。

基　準

煙突から焼却物及び未燃物を飛散させないこと
煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないこと
煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと
燃焼室において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態で、定量ずつ廃棄物を焼却できること
燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること
外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他構造上やむを得ないと認められた焼却設備を除く）
燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定する装置が設けられていること
燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること

廃棄物の「野焼き」は法律で禁止されています

安全で適正に廃棄物を処理するため、廃棄物は野焼きせず、減量化を進めていきましょう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部の例外を除いて、**廃棄物の野外での焼却が禁止**されています。違反した場合には、**罰則の対象**となります。

この法律は、廃棄物の野外焼却を直接罰の対象とすることによって、悪質な廃棄物の不適正処理を防止することを目的としています。ごみの分別を行うなど、廃棄物の適正な処理を行い、豊かで美しい環境が保全されるよう、住民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。



【留意事項】

直接罰の例外となる廃棄物の焼却についても、生活環境の保全上支障が生じる場合等には、処理基準を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導の対象になります。

（企画環境課）

直接罰の例外となる野外焼却の事例について

区　分	事　例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	・河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却 ・海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	・凍霜害防止のための稲わらの焼却 ・災害時における木くず等の焼却 ・道路管理のために剪定した枝条の焼却
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	・どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	・農業者が行う稲わら等の焼却 ・林業者が行う伐採した枝条の焼却 ・漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	・たき火、キャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却

お問い合わせ　■企画環境課　☎ 46-0111　■ゴミステーション

地域おこし協力隊活動報告

端野　有季子
【活動拠点：㈱上勝開拓団】



皆様、初めまして。高知県出身の端野有季子と申します。令和8年10月1日より、地域おこし協力隊として活動することになりました。

これまで秘書や自営業、ヨガインストラクターなど、人と関わる仕事を経験してきました。また、インドやカンボジアで過ごした経験を通して、人との出会いや繋がりの大切さを学びました。

上勝町を訪れたきっかけは、阿波晩茶に興味を持ったことでした。何度も足を運ぶうちに、豊かな自然や皆様の温かさに惹かれ、家族で移住し、この自然の中で子どもたちを育てたいと思うようになりました。そんな中、開拓団の仁木さんと出会い、地域を思い、人と人をつなぎながら行動する姿に強く心を動かされ、「この方と一緒に、この場所で仕事がしたい」と思ったことが、応募の大きなきっかけとなりました。

発酵食や身体に良い食べ物、身体を動かすことにも関心があります。これまでの経験や好きなことを生かし、地域の皆様とつながり、一緒に考え、共に楽しみながら、少しずつお役に立てることを増やしていきたいと思っています。

まだ分からないことも多いですが、見かけましたらぜひ気軽に声をかけてください。皆様とのご縁を大切にし、活動していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

支援事業者

㈱上勝開拓団
代表取締役　**仁木　啓介**

上勝町の人口は10月1日現在1255人。僕が初めて来た2009年は2000人いました。若者や移住者が働ける場を作ろうと、上勝開拓団は映像制作、バー、どぶろく酒蔵などに取り組んできましたが、人を雇える状況にはまだ至っていません。

地域おこし協力隊の制度は、うまく生かせば、町に仕事とにぎわいを生み出せます。先に受け入れた芦原遼太くんは、野尻を拠点に農業、商品開発、事業所連携のシステム作りなどを行ってきました。協力隊の任期はあと1年。今は任期後の暮らしを見据え、さまざまな可能性を模索しています。

もう一人受け入れたいと考えていた時に現れたのが、端野有季子さんでした。出会いはバーの営業日。移住先を探して、ご主人と幼稚園の娘さんと来店しました。翌日は鳴門の販売イベントで再会、その翌日には再び開拓団を訪ねて「協力隊に応募したい」と相談され、とんとん拍子で10月1日に協力隊に着任しました。将来は飲食で自分の事業を持ちたいそうです。まずは町内の事業所や農家さんを訪ね、上勝を学んでもらいます。町民の皆さんには、上勝町のいろんなことを伝えて頂けると幸いです。

上勝開拓団としては、移住者と、町の伝統やコミュニティの橋渡し役になりたいと思っています。端野さんが上勝町の一員となり、新しい可能性を切り拓けるよう、ご協力をよろしくお願いします。

重田　遥香
【活動拠点：㈱BIG EYE COMPANY】



みなさん、こんにちは。ゼロ・ウェイストセンター〝WHY〟で活動をしています、重田です。4月に移住してから早いもので半年が経ちました。

日頃はセンターでの来客対応や移住プログラム「遊ぶ広報」の担当をしています。また、7月末と10月中旬には、同じく協力隊の川村さんと共同で企画しているお直しの定期イベント「みんなでなおしてみんで」を開催しました。当日は参加者同士で直し方を教え合い、会話が生まれる温かい時間となりました。ご参加いただいたみなさん、ありがとうございました。

こうした活動を通し、何より心に残っているのは「人とのつながりのあたたかさ」です。

最近は野尻名で、協力隊の仲間と集会所を活用する会『ここひら』を始めました。10月の第1回目では、地域の方々がこの集会所で数

年ぶりに再会し、手を取り合って喜ばれる姿に立ち会うことができ、その場所づくりに関われたことを心から嬉しく思っています。満面の笑みを浮かべられる様子は、今も強く心に残っています。

移住後、たくさんの方に出会い、新しいご縁やコミュニティへとつないでいただきました。皆さんとの出会いのおかげで、とても充実した半年間となりました。心から感謝申し上げます。まだまだ不慣れな点もありますが、皆さんのお役に立てるよう精一杯活動してまいります。これからもよろしくお願いいたします！



お直しイベント「みんなでなおしてみんで」

第2回 かみかつマルシェを開催しました



9月23日（水・祝）、月ヶ谷温泉村キャンプ場にて「第2回かみかつマルシェ」を開催しました。今回は「みんな、いっしょくた」というコンセプトで、町の皆様や町外の方々が、イベントを通じて上勝の様々な魅力に触れたり、交流のきっかけになるような場所を作りたいという想いから、地域おこし協力隊が中心となり開催しました。

当日は飲食や雑貨販売など15店舗の出店や、彩やゼロ・ウェイストのワークショップ、アメゴのつかみ取りなどを企画し、町内外から約300名の方にご来場いただきました。

またステージでは、お笑いやバンド演奏、打楽器音楽やアイドルステージ、フィナーレには阿波踊りの演舞など、多様なイベントで会場を盛り上げていただきました。

ボランティアの方も複数ご参加いただき、開催にあたり沢山の皆様にご支援・ご協力いただきましたこと心より御礼申し上げます。

ご参加の皆様から「楽しかった」「また来たい」とお声がけいただき、微力ながら町の賑わいに尽力できていましたら嬉しく思います。

今後も協力隊同士の連携を図りながら、イベント開催など町の魅力発信等に努めてまいります。引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



かみかつマルシェ実行委員会と出店者の皆さま

●11月の各種健康イベントカレンダー

いずれのイベントもお住まいの地域に関係なくご参加可能です。

★または☆がついているイベントでちりつもポイントを配布します（配布ポイント★5ポイント、☆2ポイント）

月	火	水	木	金
2	3	4	5	6
★いきいき百歳体操 会場：ひだまり （10:00～11:00） **歯の健康相談** 会場：上勝町診療所 （9:00～）		①☆**巡回健康サロン** （13:00～） ②★**エクササイズ教室** （15:00～） 会場：福原ふれあいセンター		
9	10	11	12	13
★いきいき百歳体操 会場①ひだまり （10:00～11:00） 会場②福原ふれあいセンター （14:00～15:00）	☆**amuジム** 会場：amu事務所 （9:00～12:00） **★いきいき百歳体操** 会場：旭基幹集落センター （10:00～11:00）			**★いきいき百歳体操** 会場：高鉾公民館 （10:00～11:00）
16	17	18	19	20
★いきいき百歳体操 **（筋力測定デー）** 会場：ひだまり （10:00～11:00）	☆**amuジム** 会場：amu事務所 （9:00～12:00）	①☆**巡回健康サロン** （13:00～） ②★**エクササイズ教室** （15:00～） 会場：傍示定住センター		
23	24	25	26	27
★いきいき百歳体操 会場：ひだまり （10:00～11:00）	☆**amuジム** 会場：amu事務所 （9:00～12:00）	★**貯筋教室** 会場：福原ふれあいセンター （14:00～15:00） ★**夜間フィットネス教室** 会場：傍示定住センター （19:00～20:00）		
30				
★いきいき百歳体操 会場：ひだまり （10:00～11:00）				



【いきいき百歳体操送迎サービスについて】

下記の会場では送迎サービスあり　※前日までに予約の電話をしてください（定員あり）。

・ひだまり　　連絡先：090−7627−4455

・福原ふれあいセンター、高鉾公民館　　連絡先：0885−45−0772（健祥会ピーター）

◎各運動教室のレベルや対象年齢……自分の状態、目的にあった教室を選択しましょう。

どの教室に参加すべきかお悩みの場合は住民課保健師までご相談ください

フレイル予防			メタボ予防
貯筋教室 **いきいき百歳体操** （おもりなし）	**いきいき百歳体操** （おもりあり）	**エクササイズ教室**	**夜間フィットネス教室**
椅子に座って筋トレ体操を行います。 足腰に自信がない、立ったままの体操は少しつらい方向け		少しテンポの速い体操と脳トレステップ運動を行います。 足腰に自信のある方向け	有酸素運動と体幹トレーニング等を行います。 働き盛りの世代向け
70歳以上		50歳以上	20歳以上



歯の健康相談

内　容　歯科衛生士が歯やお口の相談に対応します。★お子様の（赤ちゃんからの）お口の相談にも対応

予約制〈要電話予約〉　お電話にて上勝町診療所へご予約をお願いします。在宅でのご相談も受け付けます。

☎44-5010　上勝町診療所　　12月の予定は　12月１日（火）です。

高齢者新型コロナウイルス定期接種のご案内

接種対象者のうち、接種をご希望の方は次のとおりで接種を受けることができます。なお、役場から個別通知はいたしませんのでご注意ください。

■ **対　象　者**　1．上勝町に住民票があり、接種日において65歳以上の人
2．上勝町に住民票があり、60歳から64歳で心臓・腎臓・呼吸器に日常生活が極度に制限される重い病気がある人およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で日常生活がほとんどできない人（身体障害者手帳１級相当）

■ **接種回数**　１回

■ **自己負担額**　4,000円（15,900円のところ）

■ **申　込　み**

町内で接種希望の方　…　上勝町診療所では、12月に予約受付を開始し、令和９年１月に接種実施の予定です。来月以降の広報にて詳しくお知らせいたします。

町外で接種希望の方　…　県内の契約医療機関にて接種することができます。公費助成により自己負担を軽減するため、接種１週間前までに住民課へ電話または窓口にてお申し込みください。（※事前申し込みがない場合は助成ができませんのでご注意ください。）

【申込み・お問い合わせ】　住民課（保健師）　☎46-0111

上勝お試し保育園

上勝町役場 企画環境課からのお願い

町外に、こんなご家族いませんか？



上勝町ただひとつの彩保育園に、地域の子どもたちと一緒に通う。大人は町を知り、町で働く人に出会う。**４泊５日から２週間**、住むように過ごす時間です。**モニターにご協力いただけるご家族を３組**探しています。

こんな方を探しています

- 3歳～5歳のお子さんがいるご家族
- 4泊5日～2週間、滞在できる方
- 上勝の暮らしや移住に関心のある方
- 関西・四国圏から自家用車で来られる方（優先）
- 徳島県外の方（優先）

募集組数	滞在の長さ	時期（日程はご相談）
3組	4泊5日～2週間	2026年11月～2027年1月

※ 年末年始（12月29日～1月3日）は彩保育園がお休みのため、滞在期間から除きます。

モニターの費用は、町が負担します

保育園の体験費　**宿泊費**　**交通費（往復の高速代・燃料代）**

食費など滞在中の生活費は、ご自身のご負担です。

あわせて、ご協力をお願いしています

写真・動画の撮影とインタビュー等へのご協力が、参加の条件です。写真は事業の紹介などに使わせていただきます（**お名前は掲載しません**）。

※ 募集の詳細は、二次元コードのページでご確認いただけます。

「あの人、興味あるかも」そう思ったら、この二次元コードをお知らせください

募集要項・応募方法はこちら

上勝町役場　企画環境課
（担当：菅）
TEL　0885-46-0111

「健康の達人」になろう

知って得する健康情報

上勝町診療所 所長 幸田朋也

No.342

ながら運動

11月になると、朝夕の冷え込みがぐっと強まり、外に出るのがおっくうになります。今年も夏の昼間が暑く、外に出るのが危険な状態で活動量が減っていた人も多いかと思いますが、この「寒さによる活動量の低下」も、筋力の衰えを進める大きな要因になります。

特に下半身の筋力は、転倒予防や日常生活の自立に直結する大切な力です。しかし、寒い中でわざわざ運動の時間をつくるのは負担が大きく、続けるのが難しいという声も多く聞かれます。そこでおすすめしたいのが、生活の中で自然に取り入れられる『ながら運動』です。

『ながら運動』とは、特別な道具や広いスペースを必要とせず、普段の動作に少しだけ工夫を加えることで筋力を維持する方法です。寒い季節でも無理なく続けられ、気づけば「毎日少しずつ体を動かしていた」という状態をつくることができます。



まず取り入れやすいのが、テレビを見ながらの足踏み運動です。

椅子に座ったままでも立ったままでも構いません。太ももを少し高く上げるよう意識して、ゆっくり足踏みを続けます。1分間でも十分効果があり、血流がよくなり体が温まるため、冷え対策にもなります。

次におすすめなのが、歯磨き中のかかと上げです。

洗面台につかまりながら、ゆっくりとかかとを上げ下げします。ふくらはぎは「第二の心臓」と呼ばれ、血液を押し上げるポンプの役割を担っています。ここを鍛えることで、冷えやむくみの改善にもつながります。毎日の習慣に組み込みやすいのが利点です。

こたつや椅子に座っている時間が長い方には、太ももトレーニング（膝押し）が向いています。両手を膝の上に置き、膝は上へ、手は下へと押し合うように力を入れます。5秒押して、5秒休む。これを数回繰り返すだけで太ももの前側の筋肉がしっかり使われます。太ももの前に力が入っている感じがあればできています。外に出なくてもできるため、寒い日でも続けやすい運動です。

『ながら運動』の良いところは、「さあやるぞ」と意気込まずに取り組める点です。高齢者の方は、疲れやすさや関節の痛みなど、運動へのハードルが高くなりがちです。しかし、『ながら運動』なら生活の一部として自然に取り入れられ、気づけば1日に数分～10分程度の運動量が積み重なります。これは筋力維持に効果があります。

また、『ながら運動』は転倒予防にも役立ちます。

下半身の筋力が保たれることで、つまずきにくくなり、歩行の安定性が高まります。冬は路面の凍結や段差の見落としなど、転倒リスクが増える季節です。日々の小さな積み重ねが、安全な冬の生活につながります。

寒さが深まる11月こそ、無理なく続けられる『ながら運動』で筋力を守りましょう。テレビ時間、歯磨きの数分、こたつでのひととき。その小さな積み重ねが、冬の健康づくりの大きな一歩になります。



上勝町 電話健康相談（無料） 0120-24-8174

案内板

今月の納税

後期高齢者医療保険料　４期分
国民健康保険税　５期分
介護保険料　５期分
納期限 令和８年11月30日(月)

督促状の出るもの
町県民税・森林環境税　２期分
後期高齢者医療保険料　３期分
国民健康保険税　４期分
介護保険料　４期分
納期限は11月２日(月)でしたが、まだ未納の方が見受けられます。未納者には、11月20日(金)に督促状を送付します。早急に納めてください。

英会話教室 受講料無料

毎週火曜日 19時～21時
※ 11月３日は休講です。
※ 短時間の受講も可能です。
場　所：高鉾公民館
【お問い合わせ】教育委員会 ☎45-0111

心配ごと相談

11月17日(第三火曜日)
13時30分～15時
コミュニティセンター
人権・行政・厚生・福祉、家庭内や近隣との悩み事などなんでもお気軽にご相談ください。心配ごと相談の日以外のご相談は上勝町社会福祉協議会まで。
☎46-0919

消費生活相談

相談時間：９時～16時
休館日：土日、祝日、年末年始
小松島市消費生活センター
☎0885-38-6880
FAX0885-38-6650
小松島市横須町１番１号　小松島市役所本庁舎内

障がい児者生活支援相談

相談支援事業所ぱーとなー
☎ 0885-38-6550
障がい児者の支援、相談を受け付けています。障がい者手帳の取得、補装具、住宅改修、障がい福祉サービス等どんなことでもお手伝いいたします。お気軽にお電話ください。

有料ごみの回収（廃タイヤ・廃消火器・特定家電）

月～金　7時30分～14時
土・日　7時30分～15時30分
ゼロ・ウェイストセンター
○廃タイヤ… １kgまでごとに100円
○廃消火器（20型以下）
… リサイクルマーク 有→無料
無→550円
○特定家電（テレビ・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫）
… リサイクル料金と運搬手数料
☎090-8957-4094

11月担当医表

上勝町診療所

医科受付　8時30分～11時30分/14時～16時30分
　　水曜日午後/15時～16時30分
歯科受付　8時30分～11時30分/13時～16時30分
☎ 44–5010
FAX 44–5011

		月	火	水	木	金
		2	3	4	5	6
医科	午前	幸田	文化の日	幸田 13時～15時休診	幸田	樫原
医科	午後					
歯科					住吉	
		9	10	11	12	13
医科	午前	幸田	幸田	幸田 13時～15時休診	幸田	樫原
医科	午後					
歯科					住吉	
		16	17	18	19	20
医科	午前	幸田	幸田	幸田 13時～15時休診	幸田	樫原
医科	午後					
歯科					住吉	
		23	24	25	26	27
医科	午前	勤労感謝の日	幸田	幸田 13時～15時休診	幸田	樫原
医科	午後					
歯科					住吉	
		30				
医科	午前	幸田				
医科	午後					
歯科						

※外来担当医は急患等により変更になることがあります。ご了承ください。

発熱などがある場合の受診について（発熱外来）

発熱や咳など風邪症状がみられる場合の受診は、他の患者さまと接触しないよう、診察時間を次のとおり設定していますので、ご理解・ご協力をお願いします。
○発熱外来診察時間 … 月曜日～金曜日　各日 11時～12時
※上記の診察時間外でも可能な限り対応しますので、まずはお電話をお願いします。

福原診療所

医科受付・診療　13時～14時30分
☎ 46–0302
FAX 46–0302

	水	木	金
	4	5	6
午後	幸田		休診
	11	12	13
午後	幸田		休診
	18	19	20
午後	幸田		休診
	25	26	27
午後	幸田		休診

秋の全国交通安全キャンペーン

令和８年９月21日～30日までの間、秋の全国交通安全運動が実施されました。

本町においても、29日早朝、大字正木の福川トンネルかみにおいて交通安全キャンペーンを実施し、啓発チラシ等を配布して交通安全意識の高揚をはかりました。

「阿波の道　守らなそんそん　交通ルール」を胸に、交通安全に努めましょう。

早朝から参加していただいた、小松島警察署、交通安全協会高鉾分会・福原分会、地域の安全を守る会の皆様、ありがとうございました。

（総務課）







11月5日(木)　緊急地震速報訓練を実施します

Ｊアラートを利用して地震の発生を伝える緊急地震速報（全国一斉）の訓練を実施します。
放送とともに、身をかがめるなどの安全確保行動（シェイクアウト訓練）を試みてください。

緊急地震速報訓練（気象庁）

訓練日時：令和８年11月５日(木)　午前10時頃に実施します。

放送内容：「(緊急地震速報チャイム音)緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震(おおじしん)です。これは訓練放送です。」×３回
※町内に設置された防災行政無線(屋外スピーカー)から一斉に放送されます。

そ の 他：「緊急地震速報を聞いたら、まず安全確保行動をとる」シェイクアウト訓練を行ってみてください。
と　　き：緊急地震速報訓練放送を合図に
と こ ろ：その時、あなたがいる場所で
【注意事項】　当日の災害発生状況、気象状況により中止になる場合があります。実際の災害等とお間違えのないようご注意ください。



出典：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

11月11日(水)　Jアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します

国から住民へ地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を伝達するJアラート（全国瞬時警報システム）の全国一斉情報伝達試験(内閣府)が実施されます。

これに伴い、上勝町でも防災行政無線（屋外スピーカー）を通じて試験放送が流れます。

～全国一斉情報伝達試験(内閣府)～

訓練日時　令和８年11月11日(水)　午前11時頃に実施します。
放送内容　「これは、Ｊアラートのテストです。」(３回くりかえし)
※町内に設置してある防災無線から、一斉に放送されます。

【注意事項】　当日の災害発生状況、気象状況により中止になる場合があります。
実際の災害等とお間違えのないようにご注意ください。



【お問い合わせ】総務課

11月1日から12月1日は
『犯罪被害者月間』です

～「犯罪被害者月間」を機会に、犯罪被害について考えてみませんか?～



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

犯罪にあわれた方やその家族等について、考えたことはありますか？

令和７年中における徳島県内の刑法犯認知件数は3,231件（前年より279件増）と、いつ、だれが犯罪に巻き込まれるかわかりません。

犯罪に突然巻き込まれたら、心身の不調など、いろいろな問題が生じてきます。そんな時どんな支援があるのか、周りに犯罪被害にあわれた方がいたら、どんなことができるか、考えてみましょう。

■犯罪被害に遭われた方が直面する問題

犯罪被害者等は、犯罪自体による直接の被害（傷を負わされる、財産を奪われる、(家族の)生命を奪われるなど）のほか、その後も多くの場合、次のような様々な問題に直面します。

- ●事件に遭ったことによる精神的ショック、身体的不調
- ●医療費の負担増や失職・転職を余儀なくされることによる経済的困窮
- ●周囲の人の配慮のない言葉やマスコミの取材・報道によるストレス
- ●捜査や裁判の手続における時間的・精神的負担

■犯罪被害者月間とは、

犯罪被害者等（犯罪等により害を被った人及びその家族又は遺族）が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性などについて、国民の理解を深めることを目的として、毎年11月１日～12月１日を犯罪被害者月間として定められたものです。

自主防災組織育成研修会の開催について

この度、消防庁の「令和８年度防災意識向上プロジェクト」を活用して、鳥取県米子市三柳団地２区自治会　防災会　統括防災部長の稲田浩一氏を講師としてお招きすることになりました。

災害を「自分ごと」として捉え、地域住民一人一人の防災意識の向上と自主防災組織の活性化を目的に、鳥取県西部地震の経験や教訓等を踏まえたお話をしていただきます。

日　　時：令和８年11月７日(土)

場　　所：高鉾公民館　２階ホール　午後７時から午後８時30分

研修内容：鳥取県西部地震の活動体験・教訓等を踏まえた地域住民の防災意識向上および自主防災組織の在り方について

講　　師：鳥取県米子市　三柳団地２区自治会　防災会　統括防災部長
【消防庁】防災意識向上プロジェクト語り部（委嘱）
【防災士】鳥取県自主防災活動アドバイザー　稲田　浩一（いなた　こういち）氏

参加方法：申込み不要・無料（どなたでも参加いただけます）

【お問い合わせ】総務課

令和８年度　秋季全国火災予防運動

実施期間：令和8年11月9日(月)～15日(日)

秋の火災予防運動が始まります。これからの季節は、空気が乾燥し、暖房器具など火を使う機会が増えてきます。秋の火災予防運動は、火災を防ぎ、安心して暮らせる地域をつくるため、全国で実施されます。住宅火災では、火災の早期発見といち早く避難することが大切です。また、たき火やたばこ、こんろ、電機製品など、身近なものが火災の原因になることがあります。この機会に、ご家庭の火災対策を確認してみましょう。

住宅用火災警報器設置・点検していますか？

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して、警報音や音声などで、火災をしらせてくれるものです。

火災の早期発見は、初期消火や通報等の行動が早まり、近隣への延焼被害を軽減します。ホームセンターや電気店などでも購入でき、天井や壁に簡単に取り付けられ、消防法により、すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられており、設置から10年を目安に交換を検討しましょう。

大切な家族と住まいを守るため、この機会に「住宅用火災警報器」と「４つの習慣・６つの対策」を確認してみませんか？

住宅防火 いのちを守る10のポイント

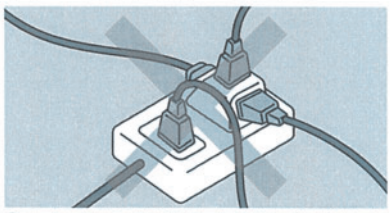
4つの習慣



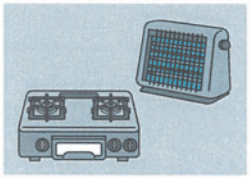
①寝たばこは絶対にしない、させない


②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない


③こんろを使うときは火のそばを離れない


④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

6つの対策


①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する


②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する


③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する


④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく


⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく


⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

【お問い合わせ】総務課

11月から12月は 県税・市町村税「県下一斉徴収強化月間」です

町税の納め忘れはありませんか。

11月から12月の２か月間は県下一斉徴収強化月間で、徳島県と県内市町村は、連携して徴収対策を強化します。

皆さんに納付いただいている町税は、住みよいまちづくりを支える貴重な財源です。町では、税負担の公平性を保つために、何の事情もなく未納になっている方に対し、滞納処分を行います。

町税を滞納したまま放置すると、財産調査を進め、徳島滞納整理機構へ移管し強制的に財産の差し押さえを行うことになります。納期限内に納付されますようお願いします。

〈徳島滞納整理機構との連携〉

町では、納税意思がないと判断された場合や滞納額が高額な場合などについて「徳島滞納整理機構」に移管し、徹底した財産調査・差し押さえを行っています。



〈財産調査とは〉

・勤務地への給与照会
・土地、家屋、自動車の所有状況調査
・金融機関での預貯金調査
・生命保険の契約状況照会など

〈差押処分とは〉

土地、家屋、勤務地からの給与、預貯金や自動車、生命保険の解約返戻金などを差し押さえします。納付約束を守らない方で悪質な場合は、自宅を捜索し、家財などの差し押さえを行います。

差し押さえは、滞納者の意思にかかわらず強制的に執行されます。

〈納税相談〉

失業・事業の経営不振、病気や家庭の事情など、いろいろな事情で、納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へ相談してください。

〈お支払いは便利な口座振替で〉

町税などの納付には、口座振替が便利です。口座振替の場合、各町税などの納期限日にご指定の口座から振替します。郡内金融機関や、郵便局にてお手続きください。

家屋の新築・滅失・所有権の変更等について

家屋の固定資産税は、毎年1月1日を基準として家屋の所有者に課税しています。
届け出がない場合、取り壊した家屋に誤って課税されてしまう原因にもなります。届け出についてご協力をお願いします。

1　家屋の売買、相続、贈与などにより所有者の変更があった時、家屋を取り壊した時(滅失した時)

登記されている家屋については、法務局へ登記の手続きが必要です。
登記されていない家屋については、税務課へ異動の届け出が必要です。

※登記されていない家屋の取り壊し(滅失)については、現地確認をした後に台帳登録を抹消しますが、１月１日の賦課期日までに確認できるよう早めに届け出てください。

2　家屋の新築や増改築した時

忘れずに届け出が必要です。

【お問い合わせ】税務課

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

送付予定日

	対　象　者	送付方法	送付予定日
①	令和8年1月1日から令和8年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵　　送	令和8年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方（※）	電子送付	令和8年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和8年10月1日から令和8年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	郵　　送	令和9年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方（※）	電子送付	令和9年1月下旬から順次

（※）「年金ネット」において事前に電子送付希望の登録を行った場合、郵送は行いません。

電子データの控除証明書について

e-Taxでの確定申告等に簡単に利用できる電子データとして、控除証明書をマイナポータルで受け取ることができます。

◎お問合わせ先　ねんきん加入者ダイヤル

◎電話番号

（ナビダイヤル）0570-003-004

050から始まる番号の場合は、（東京）03-6630-2525

〈受付時間〉

- **月～金曜日　午前8:30 ～午後7:00**
- **第２土曜日　午前9:30 ～午後4:00**
- **休日・祝日（第２土曜日を除く）、12月29日～１月３日はご利用できません。**

マイナポータルと連携すると「ねんきんネット」がもっと便利になります!

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を手軽に確認できるサービスです。



詳しくは「ねんきんネット」で検索

スマートフォン版「ねんきんネット」では、パソコン版の一部のサービスのみが利用できます。

【お問い合わせ】徳島南年金事務所　☎088-652-1511

付加保険料の納付について

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納付することで、将来の老齢基礎年金の額を増やすことができます。付加保険料の納付は申出月からの開始となります。

【納付することができる方】

・国民年金第１号被保険者
・65歳未満の任意加入被保険者
※国民年金保険料の納付を免除されている方（法定免除、全額免除、一部免除、納付猶予、または、学生納付特例）、国民年金基金の加入員である方は付加年金に加入（付加保険料を納付）することができません。
※個人型確定拠出年金と付加年金は同時に加入することができますが、個人型確定拠出年金は拠出限度額があります。個人型確定拠出年金の納付額によっては、付加保険料と併用できない場合がありますのでご注意ください。
※農業者年金に加入した時は、国民年金付加保険料納付該当届の提出が必要です。付加保険料の納付は、農業者年金の被保険者に該当した月から開始します。

【付加保険料の金額、納付期限】

・金　　額　付加保険料は、１カ月あたり400円です。
　　付加保険料も前納する期間によって割引を受けられます。
・納付期限　付加保険料の納付期限は、原則納付対象月の翌月末日です。
　　なお、納付期限を経過した場合でも、納付期限から２年間は付加保険料を納付することができます。

【付加保険料の納付をやめたいとき】

・国民年金付加保険料納付辞退申出書を提出した月の前月から、付加保険料を納付する方でなくなります。

【老齢基礎年金を受け取るときに加算される額】

・付加年金額（年額）は、200円×付加保険料を納付した月数で計算します。

第2回 地域福祉計画策定に向けたワークショップ開催のお知らせ

～上勝町の福祉のこれからを一緒に考えよう～

「上勝町地域福祉計画」の策定に向けた第２回ワークショップを開催します。

第１回ワークショップは、「いろんな立場の人から見た上勝町を考えよう」をテーマに、令和８年10月３日に行いました。高齢者の一人暮らし、子育て世帯、介護をしている人など、さまざまな立場の人の暮らしを想像しながら、「今、どんなことに困っている？」「これからどんなことが心配？」「こんな支えがあったらいいな」など、それぞれの立場から感じることや、あったらいいなと思うことを自由に出し合いました。

第２回ワークショップでは「暮らしやすいまちはこんなまち」を実現するために自分にできることやアイデアをみんなで考えます。

上勝町をもっと暮らしやすくするのは、皆さん一人ひとりの声です。ぜひ、お気軽にご参加ください！
※ワークショップは２回目のみの参加も大歓迎です！

- **日　　時**：令和8年11月14日(土曜日)　13時30分から(2時間程度)
- **場　　所**：上勝町コミュニティセンター 2Fホール
- **対　　象**：上勝町にお住まいの方
- **募集人数**：20人程度
- **参 加 費**：無料
- **申し込み方法**：お電話にてお申込みください。
- **申込期間**：令和８年11月10日(火)まで



【申し込み・問い合わせ先】住民課

11月は、オレンジリボン・「児童虐待防止推進キャンペーン」月間です

子どもたちの笑顔と未来を守るために



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

児童虐待の現状

令和６年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は**1,201件**で過去最多となりました。

子どもたちが安心して暮らせる社会をつくるためには、私たち一人ひとりが児童虐待について知り、**子どもの小さな変化に気付く**ことが大切です。

「しつけ」と「虐待」は違います

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え、自立に導くことです。一方、**「虐待」**とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なったりする行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、**子どもに対する不適切な関わりすべて**を含みます。「しつけのつもり」でも、**子どもにとって有害な行為であれば虐待です。**

虐待には主に４つの種類があります

■ 身体的虐待
　殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる など

■ 性的虐待
　子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

■ ネグレクト（養育の拒否）
　食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない など

■ 心理的虐待
　言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV）など

気になることがあったら、迷わず１８９（いちはやく）へ「通告」してください。

「通告」とは、**「気になることを相談すること」**です。「しつけの限度を超えているのでは？」「子どもへの関わり方がおかしいのでは？」そう感じたら迷わず相談してください。誰が通告したのかを知られることはありません。保育所や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、**そのことに気付き、子どもを守ることができるのは、あなたかもしれません。**

児童相談所虐待対応ダイヤル　いち 1　はや 8　く 9

近くの児童相談所につながります。
（24時間365日 通話料無料）

親子のための**相談LINE**とは？

子育てや親子関係の不安や悩みイライラに、いっしょに向き合います。

匿名可能　匿名（LINE上のアイコンとニックネーム）でも相談できます。
秘密厳守　相談内容の秘密は守られます。

＼友だち登録はこちら／

サービス内容の詳細はこちら

相談窓口　ひとりで悩まず、ご相談ください。

●中央こども女性相談センター	☎ 088-622-2205
●南部こども女性相談センター	☎ 0884-22-7130
●西部こども女性相談センター	☎ 0883-53-3110
●上勝町役場　住民課（児童福祉担当）	☎ 0885-46-0111

こんなサインはありませんか？

・いつも子どもの泣き声や叫び声がする
・不自然な傷やあざがある
・衣服や体がいつも汚れている
・保護者が子どもを不自然に叱責している
・子どもが表情が乏しい、極端におどおどしている

小さなサインの気づきが、子どもの命を守ります。

町内県道沿い一斉景観整備作業
11月29日に行います
皆様のご協力をお願いいたします！

今年も上勝町内の県道徳島上那賀線沿いの景観整備を実施いたします。地域の安全を守る会、建設業協会、各名、交通安全協会福原分会等の皆様のご協力を得て、次の内容で県道沿いの雑草・雑木などの伐採・枝打ちを行う予定としております。お忙しい時期かと存じますが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

《実施日時》
11月29日(日)　8時集合
終了時間　12時（予定）
※雨天延期　12月6日(日)

《集合場所》
○正木地区の方
　高鉾公民館
○傍示地区の方
　傍示定住センター
○福原地区の方
　㈱もくさん玄関前駐車場
○生実地区の方
　コミュニティセンター
○旭地区の方
　旭基幹集落センター

《作業内容》
①草刈り・雑木伐採
②刈った草などの処理

《準備物》
作業ができる服装、軍手などのご用意を各自でお願いします。

①の作業をされる場合は、草刈機・鎌・ノコ・ナタなどをご用意ください。チェンソーは、ボランティア保険の適用外となりますのでご使用はお控えください。

②の作業をされる場合は、熊手、ブロワー（送風機）、テミなどをご用意ください。

また、ヘルメット等お持ちの方はご持参いただき、安全に十分配慮の上、作業されるようお願いいたします。

《各地区作業区間について》
○正木地区の方
　勝浦町境から傍示トンネルの下までの区間
○傍示地区の方
　傍示トンネルの下から境の尾までの区間
○福原地区の方
　境の尾から花織橋上(炭窯)までの区間
○生実地区の方
　花織橋上（炭窯）から生実橋までの区間
○旭地区の方
　生実橋から八重地までの区間
※境の尾
　県道徳島上那賀線いっきゅう茶屋の下カーブ付近

《保険について》
事前に参加者名簿を作成し、ボランティア保険に加入します。ご参加いただける方は、
・名前
・年齢
・ご協力いただける作業内容
・雨天延期の場合の参加等
※役場企画環境課までご連絡くださるようお願いいたします。
※当日、県道を通行される方におかれましては、ご迷惑をおかけいたしますが交通事故防止にご協力ください。

「日本で最も美しい村」連合のビューティフルデーも兼ねています！

10月4日は本町が加盟する「日本で最も美しい村」連合の設立記念日でした。この日に合わせて全国の加盟町村で町内一斉清掃活動を実施しており、清掃活動の日を「ビューティフルデー」としています。

本町では例年実施している「県道沿い一斉景観整備」をビューティフルデー活動の一環としても取り組み、美しいまちづくりを推進してまいりたいと思います。

【お問い合わせ】企画環境課

令和9年度
ふるさとものづくり支援事業

一般財団法人地域総合整備財団〈ふるさと財団〉において「令和9年度ふるさとものづくり支援事業」の募集がありましたのでお知らせします。

○事業目的
企業等の地域資源を活用した新商品開発等に対し市町村が補助を行う場合に、ふるさと財団が当該市町村に対し補助金を交付することで、地域産業の育成・振興に資するよう地域における投資や雇用の創出を促進するものです。

○補助率
10分の7以内（過疎地域のため）
（10分の3は企業等の負担になります。）

○事業区分・補助上限額
・新商品開発等支援補助金
　事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業に対して市町村が補助を行うときに、必要な経費の規模に応じて財団が補助金を交付する。
　補助対象経費の上限額
　1,500万円
・販路開拓支援補助金
　試作品完成後の本格的な商品化に向けた事業化や市場調査、販路開拓等に対して市町村が補助を行うときに、財団が補助金を交付する。
　補助対象経費の上限額
　300万円

○補助対象者（次の要件を満たす必要があります。）
①申請時点において、法人格を有していること
②債務超過の状況にないこと
③新商品を自ら研究開発し、その商品を製造又は販売できること

○補助対象とならない事業
①補助対象事業が他の補助金を受けている場合
②補助を受けようとする企業等が新商品開発の主要部分を他に委託する事業

○補助対象期間
令和9年4月1日から
令和10年2月18日まで

○上勝町企画環境課への申請
令和8年11月10日(火)まで

【お問い合わせ】企画環境課

第22回棚田の音色 ～大地にささげる音楽祭～

【日　時】　11月８日(日)13時から15時
【会　場】　上勝町旭　市宇の棚田
※雨天時は、旭体育館（千年の森ふれあい館入口の横）
【内　容】　マーチング演奏、合唱 他

駐車場には限りがありますので、できる限り乗り合わせでお越しください。多くの方のご来場をお待ちしています。

【お問い合わせ】
☎090-5716-2465（武市）

つながらない時もありますが、そのときはご了承ください。

主　催：棚田の音色実行委員会
共　催：座・あさひ
後　援：上勝町・上勝町教育委員会

令和９年 上勝町二十歳を祝う会の開催について

日　時　令和９年１月２日(土)
受　付　９時から
開　式　９時30分から
場　所　上勝町コミュニティセンター
対　象　平成18年４月２日から平成19年４月１日までに生まれた方で、上勝小学校もしくは上勝中学校の卒業生または現在上勝町に住民登録されている方。
※対象者には、案内通知を送付しておりますが、届いていない場合は上勝町教育委員会までご連絡ください。

【お問い合わせ】教育委員会　☎45-0111

上勝町芸術文化協会主催

第34回 上勝町芸術文化祭の開催について

【日　程】　11月20日(金)
作品展示　9時～15時30分
11月21日(土)
作品展示　9時～15時30分
芸能発表 13時～15時30分

【場　所】　上勝町コミュニティセンター

会員による生花・手芸・俳句・短歌・詩・絵手紙・写真・プラモデルの展示コーナー・園児、児童、生徒の図画や書道等も併せて展示しています。

21日には、歌・楽器・踊り等の芸能発表もございますので、ご近所お誘い合わせのうえご来場ください。

詳しい日程及び内容は折り込みチラシをご覧下さい。

【お問い合わせ】教育委員会　☎45-0111

上勝町スポーツ協会主催

バドミントン大会について

日　時　12月６日(日)　17時30分開始
場　所　旭へき地集会室（旭体育館）
要　項
・試合はダブルス制とします。
・町内に在住する方もしくは町内の事業所などにおいて勤務する方が作るチームであれば年齢、男女混合などいずれの制約も受けません。
・大会中のけが等につきましては、主催者は一切責任を負いません。

参加申し込み
11月27日(金)までにチームの名簿を教育委員会まで提出してください。



【お問い合わせ】　教育委員会　☎45-0111

あえるば上勝×えんがわカフェ in ゼロ・ウェイストセンター

あえるば 上勝

えんがわカフェ

11/28（土） Aeruba & Engawa

9:30～15:30 雨天決行

14:00 ～絵本パネルシアター

『すてきなぼうしやさん』 語り ふわり 緒方美保

場所 ゼロ・ウェイストセンター

参加費 無料 申込不要

[お問い合わせ]
あえるば上勝　aelva.kamikatsu@gmail.com

この事業は令和8年度上勝町人材確保育成事業
（若者定住人材確保・育成事業）の助成を受けて実施しています。

年齢問わずどなたでも
ご参加いただけます!

- 移動図書館
- 天然素材を使った
 クリスマスリース作り
- モールやハギレを使ったものづくり
- Food&Drink
 カレー・ドーナツ・コーヒー



子ども 無料/ 18歳以上 500円



みんなの食堂

上勝キッチン あぐり家

令和8年11月16日 月 17:00～20:00
（ラストオーダー19:30）

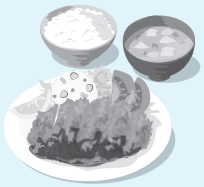
場所：上勝町コミュニティセンター

「子ども」も「元子ども」も、どなたでも、皆さんご一緒に、
ぜひ、晩ご飯食べに来てください。
みんなの居場所として、毎月1回、開催予定です。
今回初めての月曜日開催となります。

今月のメニュー

とんかつ定食　とんかつ・ご飯・みそ汁・ポテトサラダ・デザート

（アレルギー対応についてはご相談ください）
（都合によりメニューを変更することがあります）



申込み：11月３日より受け付けます **先着80食**（定数に達し次第締め切ります）

こちらのQRコードからお申し込みください ➡

お願い：当日37.5℃以上の発熱や体調不良がある場合は、利用をお控えください。
★調理などをお手伝いくださるボランティアさん、大歓迎です。

連絡＆お問い合わせ：あぐり家事務局（酒井）TEL 080−5669−3282

スタッフ：北山千晶　高石敏子　新田博枝　酒井里美

〈この活動は「とくしま子どもの居場所づくり推進基金」の助成を受けています〉

町民の詩歌

俳句

参道の木立ふるわす蟬しぐれ　知子
草もみじ踏みてお参り地神さん　弘子
田の畦も取り合ひ道も曼珠沙華　枇呂
石垣を積む人の背に秋暑し　あつ子



短歌

酷暑でも長雨続きも季くれば一斉に咲く曼珠沙華かな　ヨリ子
退院後嫁より届くシャワー椅子転ばないでとメッセージ添え　茂美
ひっそりと小川の辺り佇めば水のメロディー心いやさる　あや子
中秋の月を見んとて帰り道今宵こそはに黒雲いすわる　恵子
秋色の歌詞が並べる残暑中秋満喫の音楽レクよ　米子
職員のギターにあわせ合唱の入所者老らは幼に還る
秋高し秋桜ゆれどやるせない冷たき風の裡に吹きぬく
軒の下採り来たスダチつるを切る夫の片えに山雀あそぶ
週一度デイサービスも十年余健康ささえ生き甲斐となり
山を背に町の灯のちらほらと眺めつ今日の反省しきり

小松島警察署　福原駐在所だより



スマートフォンを利用している方の特殊詐欺被害の防止について

特殊詐欺やSNS投資・ロマンス詐欺は誰もが標的になる時代です！

被害を防ぐため、警察庁が推奨する「特殊詐欺対策アプリ」導入を強くお勧めします。

警察のデータと連携した最新技術で、あなたの大切な財産を守りましょう。

・機能１　国際電話を自動ブロック・警告
海外からの怪しい着信を検知し警告・遮断します。

・機能２　詐欺に使用された番号をブロック！
警察が把握する「犯行利用番号」との発着信を自動で防ぎます。

・機能３　特殊詐欺に関する防犯情報が届く！
最新の手口や注意喚起など、警察庁からの防犯情報をお知らせします。

・機能４　利用料無料
これらの便利な防犯機能を「無償」でご利用できます。

インストールする際の注意！！
必ず右記ＱＲコードからインストールしてください。アプリストア等で直接検索するのは偽アプリなどがあるため危険です。

海外からの怪しい着信や、詐欺に使われた番号を自動でブロックする無料アプリです。

ご不明な点がございましたら、駐在所もしくは小松島警察署までご連絡お願いします。

小松島警察署 ☎0885-32-0110

徳島県最低賃金

令和8年11月1日から

時間額1,103円

〔お問い合わせ先〕
徳島労働局労働基準部賃金室
☎088-652-9165
又は最寄りの労働基準監督署まで

※最低賃金改正に伴う労務等のご相談や業務改善助成金に関するお問い合わせは、
徳島働き方改革推進支援センター
☎0120-967-951まで

戸籍の窓口

令和8年10月1日現在

		前月比
人　口	1,255 人	△ 7
男	593 人	△ 4
女	662 人	△ 3
世帯数	678 戸	△ 5

		世帯数
正木	443 人（△ 2）	225 戸（△ 1）
傍示	213 人（△ 2）	113 戸（△ 1）
福原	176 人（△ 2）	101 戸（△ 2）
生実	189 人（△ 1）	109 戸（　0）
旭	234 人（　0）	130 戸（△ 1）

○ 高齢化率 53.94%

つつしんでご冥福をお祈りいたします

松坂　福二郎 さん	61歳【生実】
山崎　茂 さん	89歳【正木】

令和８年 **9月の視察来町者数** **18件 408名**

※オンライン視察も含む

インターネット・ケーブルテレビサービス

新規申込・解約・故障・各種変更など、下記までお問い合わせください。

〒770-8552
徳島市新蔵町1丁目17
ケーブルテレビ徳島株式会社
☎088-655-4000

新規お申し込み、各種お問い合わせがスマホ・パソコンでも可能→

一般廃棄物運搬支援事業

希望者を対象に、毎月収集に伺います。（希望のない方は、これまでどおり奇数月に収集に伺いますので、ご注意ください。）

令和８年11月 日程

16日(月)	旭地区
17日(火)	生実・福原地区
24日(火)	傍示地区
25日(水)	正木地区

上勝町では、ごみをゴミステーションまで持ち込む手段を持たない方や、80歳以上のみ世帯のお宅への運搬支援を行っており、ご家庭で分別していただいたごみを、ご自宅へ収集にうかがっています。

申請の手続きについては右記のとおりです。

こんな時はご連絡をお願いします。

- **当日不在**
- **ごみがない**
- **粗大ごみがある**

連絡先：(一社)ひだまり ☎090-7627-4455

手続きの流れ

■80歳以上のみ世帯
①役場企画環境課へ申請
②役場から認定、登録
③奇数月に収集

■車がない方
①役場企画環境課へ申請
②役場・民生委員から認定、登録
③奇数月に収集
（粗大ごみのみ有料。1車分につき270円の負担金が必要です。）

【申込・お問い合わせ】企画環境課



かみかつQぴっと 結婚相談会のご案内

ご縁談について相談会を行っています。お気軽にご相談ください。

○相談日時・相談会場：応相談
○相談員：かみかつQぴっとサポーター
【お問い合わせ】
かみかつQぴっと事務局（上勝町教育委員会内）☎45-0111

夜間救急当番

下記の医療機関への事前連絡をお願いします。

国民健康保険上勝町診療所

夜間・休日は休診となりますが、電話での相談は可能です。

☎ 44-5010

国民健康保険勝浦病院

必ず事前に連絡をお願いします。

☎ 42-2555

救急車の要請

上勝町役場へ連絡をお願いします。

☎ 46-0111

医師や看護師等に電話で相談できます！



■徳島救急医療電話相談

夜間・休日の急な病気やけがなどの際、家庭でどのように対処すればよいか、すぐに医療機関を受診したほうがよいかなど判断に迷ったとき。

○固定電話（プッシュ回線）、携帯電話からは、（局番なしの）**☎＃7119**
○＃7119を利用できない場合には、**☎088-622-6530**

■徳島こども医療電話相談(15歳未満のお子さん)

○固定電話（プッシュ回線）、携帯電話からは、（局番なしの）**☎＃8000**
○＃8000を利用できない場合には、**☎088-621-2365**

■相談時間

月曜日から土曜日：午後６時から翌朝８時まで
日曜日・祝日・年末年始（12月29日～１月３日）：24時間対応

【注意】　相談はあくまでも助言であり、電話による診断・治療はできません。

彩保育園 放水体験 ～未来の消防団員へ～

９月30日(水)に恒例となった彩保育園の放水体験が上勝町消防団藤川分団、女性消防団員の協力のもと正木の南岡橋周辺において行われました。放水体験では、笑顔で楽しむ園児や、恐る恐る筒先を持つ園児の姿が見られ、消防団員から放水の仕方を教わりました。

藤川分団の皆さんからは、消防団の仕事の内容、上勝町には消防署がなく、普段は会社員や農業などをしている消防団員が火災や災害の対応をしていることなどの説明や、日頃は見る機会が少ない消防車内の見学も行いました。これらの体験を通じて、子ども達が消防や防災を身近に感じ、地域を守ることの大切さを知るきっかけになればと思います。今回の体験が、将来の地域防災を担う人材へとつながっていくことを願っています。









【お問い合わせ】総務課

横山勝一さんが表彰されました!



「交通安全対策協議会表彰」は、交通安全活動に顕著な功績もしくは業績があり、長年にわたり交通安全活動に尽力された方に対し、徳島県交通安全対策協議会会長から授与される、名誉ある表彰です。

９月14日(月)、横山勝一さん86歳（大字傍示）が交通安全対策協議会表彰個人の部において表彰されました。横山さんは、上勝町交通安全協会高鉾分会において、長年にわたり交通安全活動に積極的に取り組まれ、その多大なご貢献が高く評価され、かつ令和８年３月に「交通栄誉章緑十字銀章」を受章されたことを評価されたものです。

心よりお祝い申し上げます。

上勝町スポーツ協会主催

第61回彩杯グラウンドゴルフ大会の結果

９月26日(土)福川グラウンドにて、第61回グラウンドゴルフ大会が開催されました。６チーム、18名が参加し、さくらんぼチームが団体優勝、個人の部では松浦智さんが優勝されました。

結果は次のとおりです。



団体優勝：さくらんぼチーム



個人優勝：松浦智さん

●団体の部

優　勝　さくらんぼ
（峯下良子さん、武田ミサヱさん、柳本敏子さん）
準優勝　あじさい
第三位　都忘れ

●個人の部

優　勝　松浦智さん
準優勝　武田ミサヱさん
第三位　日下艶子さん

●ホールインワン賞（順不同）

武田ミサヱさん
松浦智さん
日下艶子さん
森本知子さん

【お問い合わせ】教育委員会　☎45-0111

令和８年11月１日発行(毎月１回発行) No668
印刷:鳥海印刷(有)
この広報紙は再生紙を使用しています。